

GX-ETSの始動と再び高まる脱炭素化機運

2026年7月

株式会社ひろぎんホールディングス
経済産業調査部



カーボンプライシングと 排出量取引制度

■ わが国は「成長志向型カーボンプライシング構想」を推進

- 今後10年間で150兆円超の官民GX投資を実現
- 「脱炭素化」と「産業競争力向上・経済成長」の達成を目指す

始動する GX-ETS

■ CO₂の多排出企業は排出量取引制度（GX-ETS）への参加が義務付け

- 直接排出量（スコープ1）10万t-CO₂以上の事業者が対象（日本全体の排出量の約6割）
- 脱炭素化は企業の自主的な取組から法的拘束力を伴った取組へ

GX-ETSの 意義と課題

■ GX推進にかかる「市場の信頼性」、「削減の実効性」、「投資の予見性」を確保

- カーボンプライシング市場の「見える化」による、GX推進のインセンティブの向上に期待
- 制度設計が実際の市場機能、企業等に及ぼす影響を継続的に点検、調整していく必要

中小企業への 影響と対応

■ 多くの中小企業に直接的影響はないが、脱炭素化の取組は着実に進めておく必要

- 大手企業はサプライチェーン全体での（スコープ3を含めた）排出量削減目標を開示
- 将来的な取引先選定や発注の判断材料となる可能性は変わらない

はじめに	P. 3
I. カーボンプライシングと排出量取引制度	P. 4－6
II. 始動するGX-ETS	P. 7－12
III. GX-ETS始動の影響と課題	P. 13－14
おわりに	P. 15

品質向上のためアンケートにご協力ください。



産業調査

PCの方は[こちらをクリック](#)

※ ナインアウト株式会社が提供する
アンケートサイトへ遷移します。

はじめに ～取組の加速が求められる排出量削減～

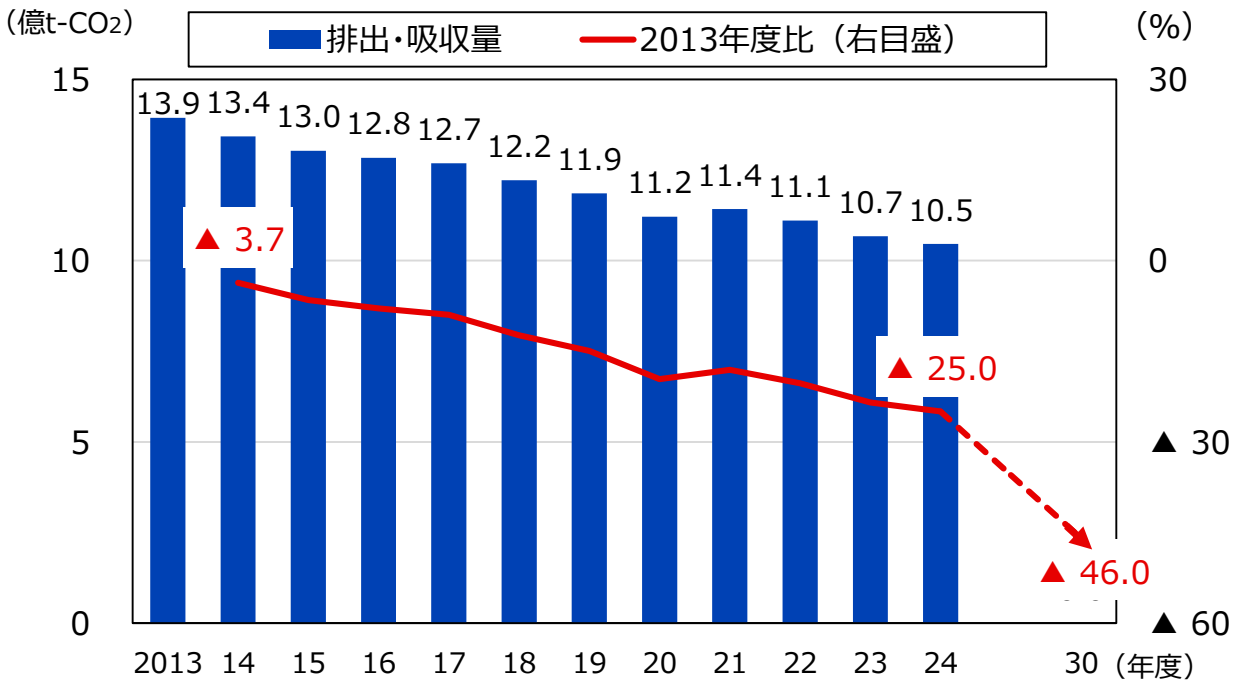
- 日本は2020年10月、当時の菅首相が「2050年カーボンニュートラル（CN）」を宣言し、温室効果ガス（GHG）を2030年度に2013年度比▲46%、2035年度および2040年度に同▲60%、▲73%削減するマイルストーンを掲げている。因みに、2024年度のGHG排出量は10.5億t-CO₂、2013年度比▲25.0%にとどまっており、排出量削減ペースの加速が求められている。
- こうした中で、2026年4月より、わが国の排出量取引制度「GX-ETS（Green Transformation – Emissions Trading System）」が始動した。以下本稿では、GX-ETSの仕組みについて概観するとともに、制度の意義と課題、中小企業に及ぼす影響について整理した。

日本のNDC（GHG排出削減目標）

年度（年）	GHG排出量目標	GHG削減率
2013年度	14億700万t-CO ₂	（基準年）
2030年度	7億6,000万t-CO ₂	▲46%
2035年度	5億7,000万t-CO ₂	▲60%
2040年度	3億8,000万t-CO ₂	▲73%
2050年	ネット・ゼロの実現	

（注）NDC：Nationally Determined Contributionの略。パリ協定の「1.5℃目標」と整合する「国が決定する貢献」（国際公約）として国連気候変動枠組条約に提出
（資料）環境省資料よりHD経済産業調査部（以下、当部）作成

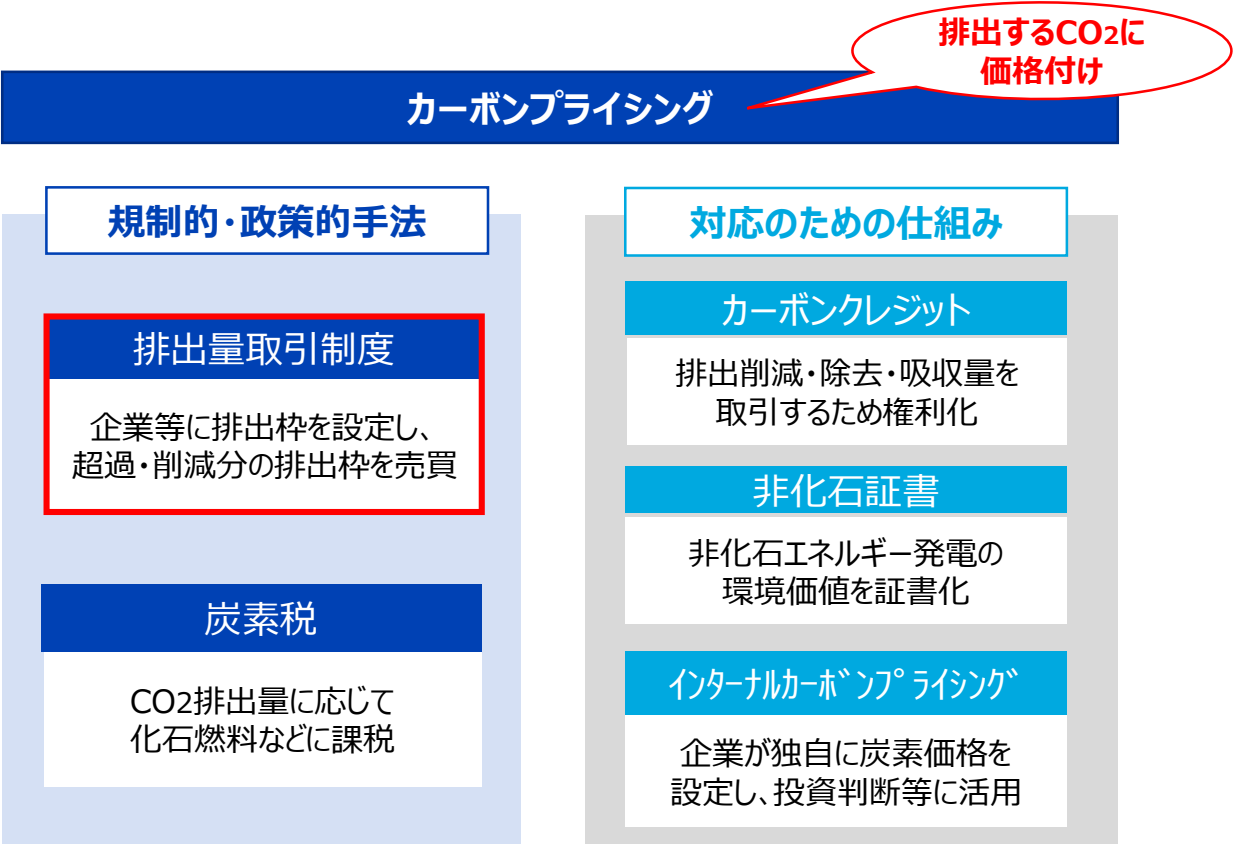
日本の温室効果ガス排出量



（注）算定方法の見直し等のためNDCの2013年度の排出量とは完全に一致しない
（資料）環境省資料より当部作成

- 排出量取引制度は、炭素税とともに代表的なカーボンプライシングの一つである。カーボンプライシングとは、「企業などが排出するCO₂（カーボン）に価格を付ける（プライシングする）」ことで、一般には、国（政府）などがCO₂排出や化石資源の利用に対し金銭的な負担を課すことにより、排出者の行動変容（排出削減への取組強化）を促す規制的・政策的な手法である。
- このほか、企業等が規制・政策への対応や、株主・地域などステークホルダーに対して脱炭素に向けた取組を開示する手段として活用する「カーボンのクレジット」や「非化石証書」、企業が独自に炭素価格を設定して投資判断などに活用する「インターナルカーボンプライシング」などもカーボンプライシングの一つである。

カーボンプライシングの種類



(資料) 経済産業省、環境省資料等より当部作成

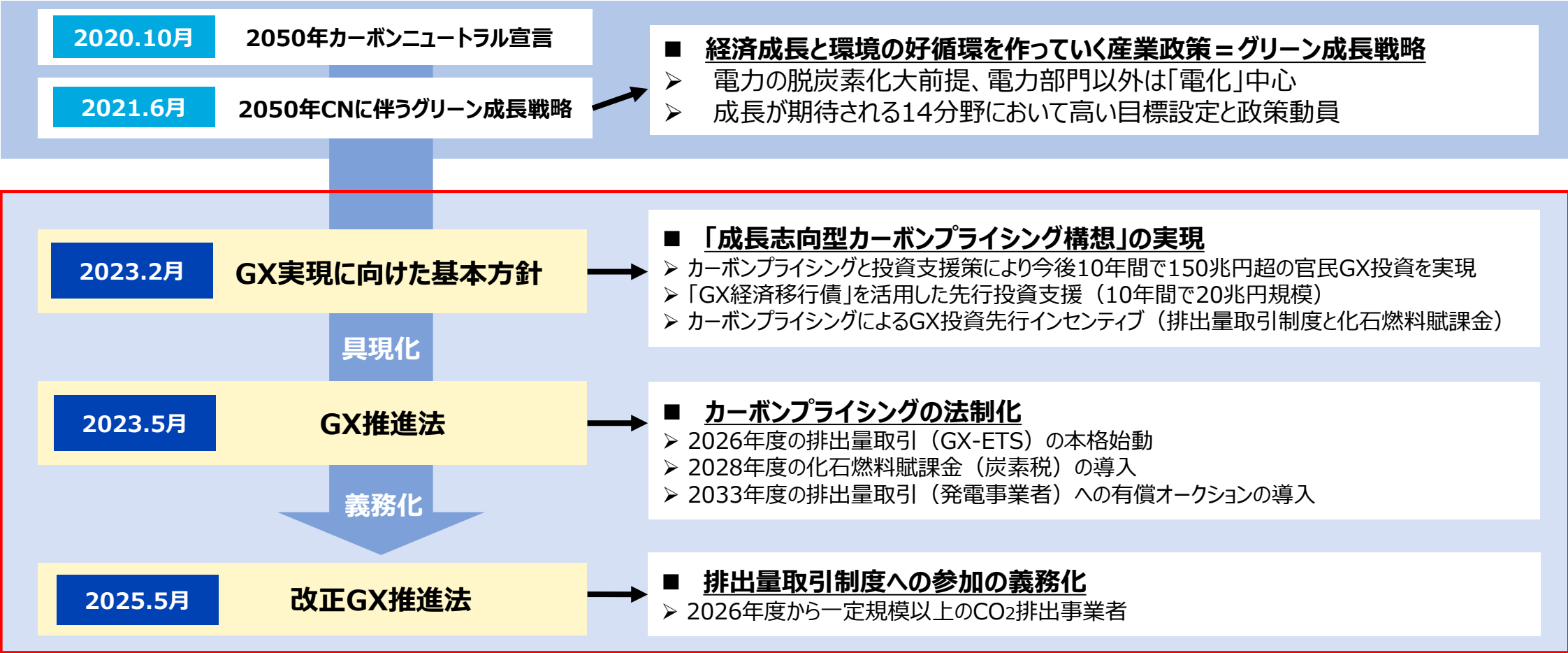
カーボンプライシングの具体例

カーボンプライシング	実施主体	具体例
排出量取引制度	国（政府）	・ GX-ETS
炭素税	国（政府）	・ 温対税（地球温暖化対策のための税） ・ 化石燃料賦課金
カーボンのクレジット	国（政府）	・ Jクレジット ・ JCMクレジット
	民間	・ ボランタリークレジット
非化石証書	国（政府）	・ FIT非化石証書 ・ 非FIT非化石証書
	民間	・ 民間非化石証書
インターナルカーボンプライシング	民間	・ 各企業毎に設定

(資料) 経済産業省、環境省資料等より当部作成

■ わが国では、2023年2月に閣議決定された「GX実現に向けた基本方針」において、脱炭素化と産業競争力向上・経済成長を同時に実現する「成長志向型カーボンプライシング構想」が示された。そして、同年5月の「GX推進法」の成立により、排出量取引制度と化石燃料賦課金（炭素税）の導入が法制化され、2025年5月の「改正GX推進法」により、一定規模以上のCO₂排出事業者に対して2026年度からの排出量取引制度（GX-ETS）への参加が義務付けられている。

日本のカーボンプライシング政策の流れ

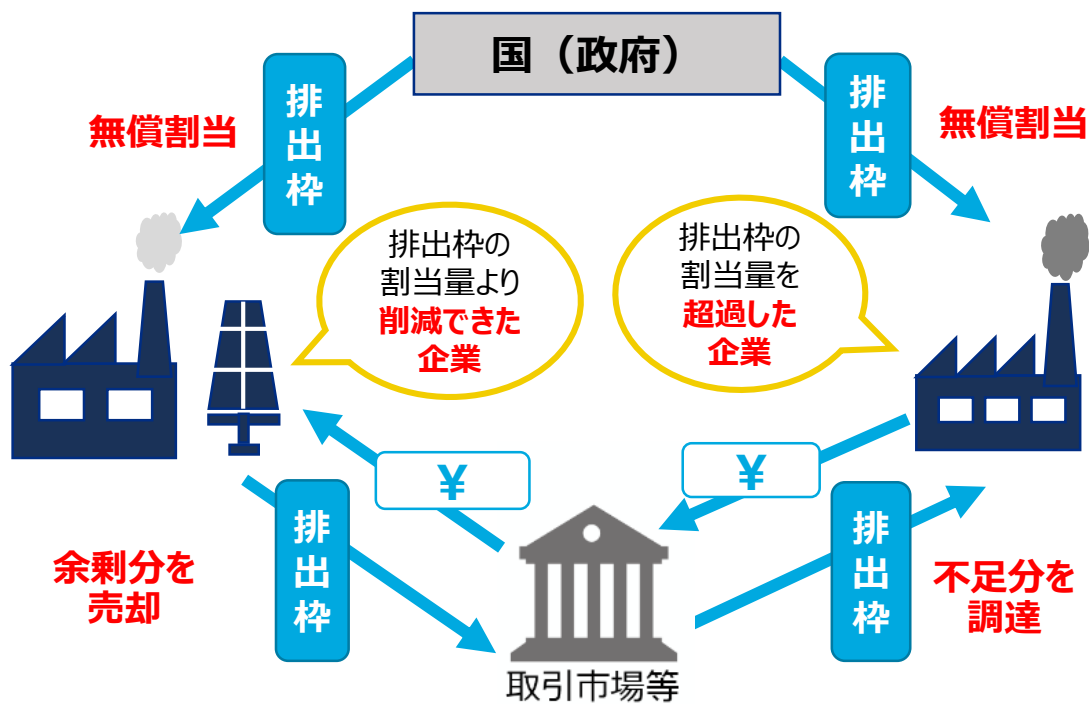


（資料）経済産業省資料ほか各種資料より当部作成

- 排出量取引制度（ETS）とは、政府等が企業ごとに、過去の排出実績や事業特性等を基に一定の排出枠（排出権）を割り当て、一定の期間内において超過・削減した排出枠を市場を介して売買する制度である。自社の排出実績が排出枠を上回った企業は超過分相当の排出枠を市場で購入してオフセットする必要がある一方で、排出量が排出枠を下回った企業は削減分相当の排出枠を売却して収入を得ることができる。
- GX-ETSは、2023年度～2025年度の「GXリーグ」（※）における自主的な排出量取引の試行を経て、2026年度より始動している。

（※）GXリーグ：経済産業省の主導の下、2050年CNの実現と社会変革を目指して、市場ルールの形成や自主的な排出量取引によりGHG削減に取り組む産官学金連携の枠組み（プラットフォーム）

排出量取引制度の仕組み



GX-ETSの発展イメージ

フェーズ	年度	内容
第1フェーズ (試行)	2023～ 2025	・2050年CNの実現と社会変革を見据えて「GXリーグ」において自主的に試行 ※日本のCO2排出量の5割超を占める企業群が参加 (747社、2024年3月末時点)
第2フェーズ (本格始動)	2026～	・改正GX推進法が成立 ・一定規模以上のCO2排出企業のGX-ETSへの参加が義務化 ・政府方針を踏まえた個社目標の設定
	2027秋	・排出枠取引市場の開設（予定）
第3フェーズ (更なる発展)	2033～	・発電部門について段階的な有償化 (有償オークションの導入)

（注）GX-ETSは無償割当てにて運用（2033年度より発電部門は段階的に有償化）
（資料）経済産業省資料より当部作成

（資料）内閣官房GX実行推進室資料より当部作成

■ 前述の通り、2025年の通常国会において、一定規模以上のCO2を排出する事業者を対象に排出量取引制度への参加の義務化を定めた「改正GX推進法」が成立し、2026年度よりGX-ETSが始動した。制度の大枠は下表の通りで、以下、主なポイントについて概説する。

改正GX推進法に基づく排出量取引制度の大枠（一部抜粋）

対象事業者	
➤ CO2の直接排出量が前年度までの3カ年度平均で10万トン以上の事業者が対象	
移行計画の策定	排出枠の保有義務
➤ 対象企業は、 2050年CNの実現に向けた排出削減目標 や、その他関連事項を含む計画を策定・提出 ⇒ 2030年度の直接・間接排出削減目標等の中長期的な排出量の見通しを国が集計・公表	① 排出枠割当ての申請 ➤ 政府指針に基づいて算出した排出枠の量を企業が割当申請 ➤ 申請にあたっては、第三者機関（登録確認機関）が割当量を確認 ② 排出量の算定・報告 ➤ 企業は自らの排出量について、登録機関による確認を受けた上で、毎年度国に報告 ③ 排出枠の保有 ➤ 毎年度の排出実績と同量の排出枠を1月31日に保有することを義務づけ ④ 不履行時の扱い ➤ 保有義務の未履行分×上限価格の1.1倍の支払を求める
排出枠取引市場	価格安定化措置
➤ 市場の公正かつ安定的な運営を担保するため、 GX推進機構（注）が市場を設置・運営 （2027年秋頃開設予定）	➤ 政府は 排出枠の上限・下限価格を設定 ➤ 排出枠価格の高騰等により義務履行に支障が生じる状況の場合、排出枠が不足する事業者は 上限価格×不足分の支払によって、義務を履行したものとみなす

（注）GX推進機構：日本のGX戦略の中核機関として、10年間で150兆円超の官民投資を実現するため2024年4月に新設。正式名称は「脱炭素成長型経済構造移行推進機構」。
（資料）経済産業省「排出量取引制度小委員会中間整理」（2025年12月）より当部作成

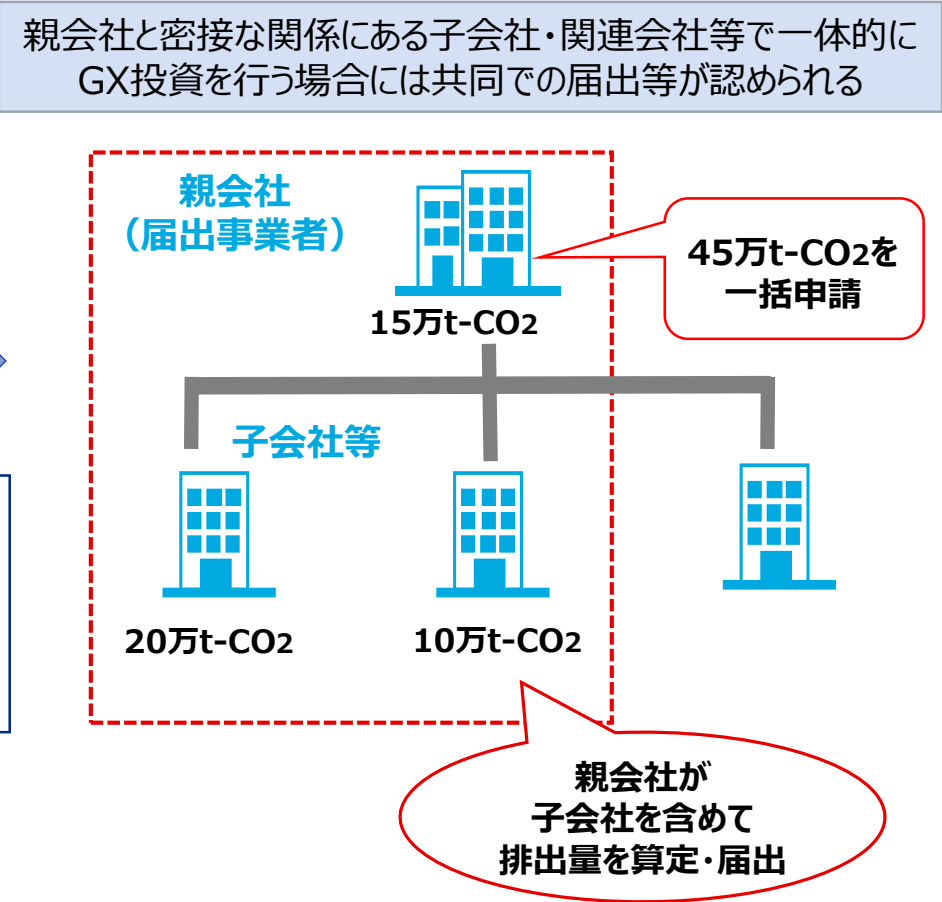
- GX-ETSの参加が義務付けられる企業は、CO2の直接排出量（スコープ1）が3ヵ年度平均で10万t-CO2以上の事業者で、毎年度、事業者自ら制度対象になるか否かを確認し届出を行う必要がある（社名は非公表）。
- 当制度には業種指定はないが、実際には、発電、石油精製、鉄鋼、化学、紙パルプ、セメント、運輸などのエネルギー集約型産業を中心に300社～400社程度、国内GHG排出量の約6割を占める見込みである。

GX-ETSの対象事業者

区分	概要
基準	CO2の直接排出量（スコープ1）（注）
対象者	前年度までの3ヵ年平均で 10万t-CO2以上の事業者
子会社等の扱い	・事業者単位（子会社・関連会社は別事業者扱い） ・ただし、親会社等が密接な関係にある子会社（義務対象者のみ）も含めた一体での義務履行も可
業種	業種指定なし
対象者数	300～400社程度
カバー率	国内CO2排出量の約6割

【対象業種の中心】
発電、石油精製、
鉄鋼、化学、紙パルプ、
セメント、運輸などの
エネルギー集約型産業

密接関係者との一体での義務履行

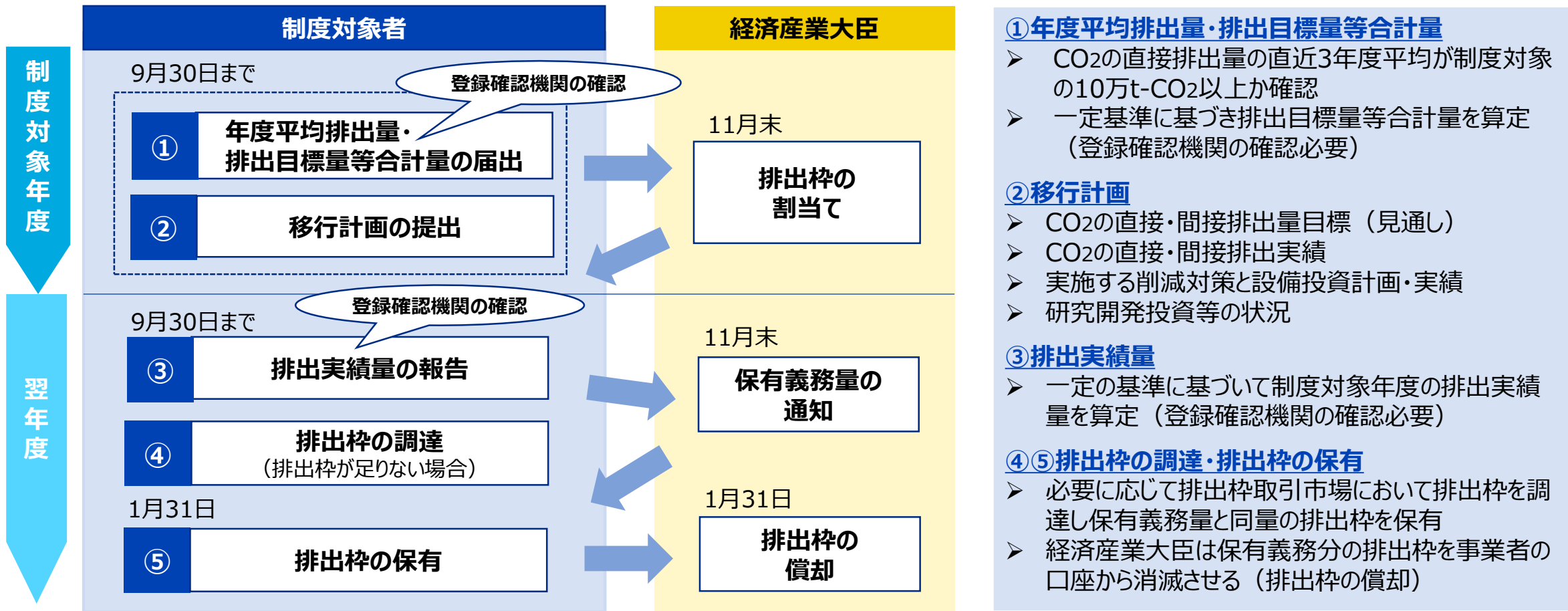


（注）燃料の燃焼や製品の製造など自らの活動を通じて直接的に排出するCO2（スコープ1）が対象。他社から供給された電気、熱、蒸気の使用に伴う間接排出（スコープ2）は対象外（メタンなどCO2以外の温室効果ガスも対象外）。

（資料）左右図表ともに経済産業省「排出量取引制度小委員会中間整理」（2025年12月）等より当部作成

- GX-ETSの基本的なスケジュールは下図の通りである。企業は、前3カ年度の「平均排出量」と「排出目標量等合計量」の届出と、「移行計画」を経済産業大臣に提出し、それに基づき排出枠が「無償」で割り当てられる。そして、翌年度に「排出実績量」を報告した後、「保有義務量」（排出目標達成のため必要な排出枠）が通知される。排出枠が不足する場合には取引市場から排出枠を調達する必要があり、不履行時には、保有義務の未履行分×上限価格の1.1倍の支払が求められる。
- なお、制度開始初年度（2026年度）は特例スケジュールとして、排出目標量等合計量の届出および排出枠の割当てが翌年度（2027年度）となる。

制度の基本的スケジュール

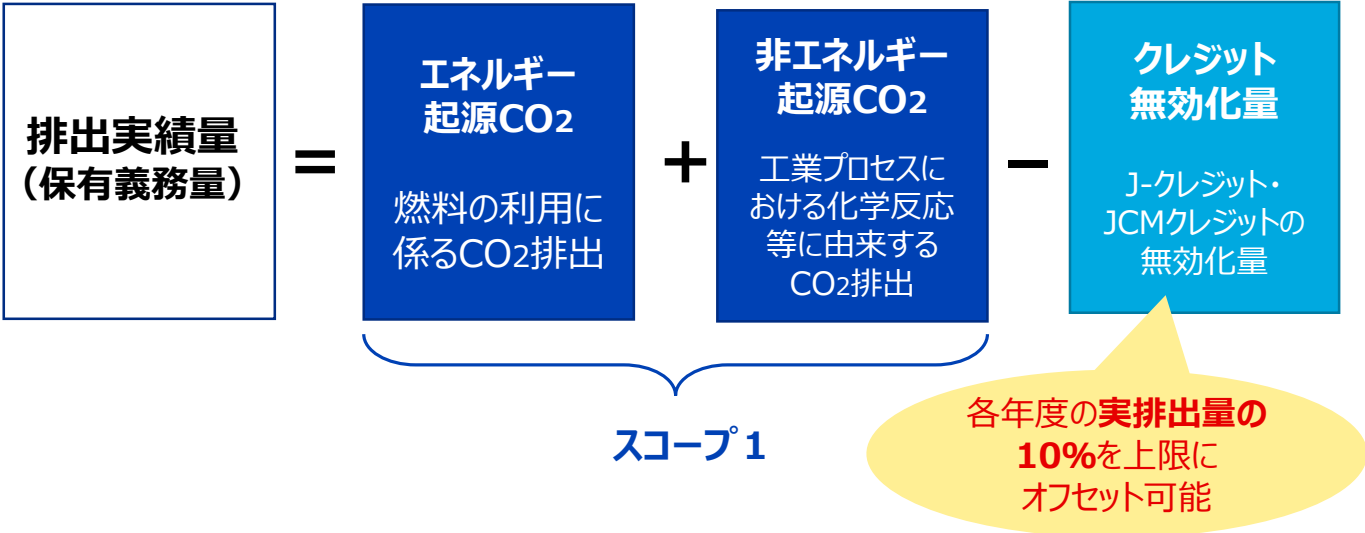


(資料) 経済産業省「排出量取引制度リーフレット」等より当部作成

4. 排出実績量の算定

- ちなみに、制度対象年度の翌年度に経済産業大臣に報告する「排出実績量」は、エネルギー起源CO2と非エネルギー起源CO2の合計であるが、カーボンクレジットによる無効化量を差し引くことが可能である。
- 使用可能なクレジットは「J-クレジット」と「JCMクレジット」で、排出枠の価格形成を促し、制度対象者の削減インセンティブを確保する観点から、クレジットの使用においては実排出量の10%という上限が設定されている。なお、諸外国においては制度の発展とともに上限の段階的な引き下げを行っており、わが国においても排出枠の需給に及ぼす影響等を継続的に点検し、見直しを検討していくとされている。

排出実績量の算定



(資料) 経済産業省「排出量取引制度小委員会」資料より当部作成

対象となるクレジット

	J-クレジット制度	JCMクレジット制度 (二国間クレジット制度)
目的	・脱炭素投資の促進 ・日本のGHG排出量削減	・国際貢献 (日本の優れた低炭素技術・システムの拡大、地球規模でのGHG排出削減) ・NDCの達成に向けた活用
クレジットの範囲	・省エネ設備の導入、再生可能エネルギーの活用によるCO2等の排出削減量 ・適切な森林管理によるCO2の吸収量 など	・グローバルサウス諸国等への脱炭素技術、製品、システム、サービス、インフラ等の普及や対策の実施によるGHG削減量
対象地域	国内	海外
備考	・国（経産省・環境省・農林水産省）が管理者となって運営	・JCMパートナー国31カ国（2026年2月現在）

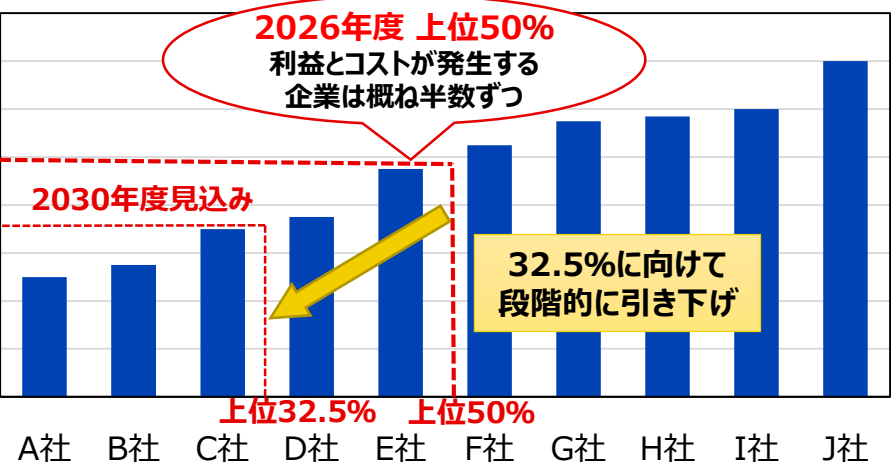
(資料) 経済産業省資料より当部作成

5. 排出枠の割当方式

- GX-ETSの場合、排出枠の割当方式は「無償割当」である。無償割当は枠を超過した部分のみコストが発生し（排出枠の割当て段階ではコストなし）、企業負担は相対的に小さいことから、制度導入の初期段階で用いられることが多い。
- 割当枠の算定は、製品ごとの排出原単位（活動量当たりの排出量）をベースとする「ベンチマーク」方式を基本とし、それが困難な業種については過去の排出実績を基とする「グランドファザリング方式」により割当枠が決定される。ちなみに、ベンチマーク方式は排出量ベースで全体の9割を占める業種に適用される見込みである。

ベンチマーク方式の概要

割当量 = 基準活動量 × 各年度の目指すべき排出原単位



排出量ベースで**全体の9割**（見込）

- 同業種内の上位X%水準の排出原単位をベンチマークとして設定
- 基準活動量（直前3か年度の生産量平均）にベンチマークを乗じて割当量を算定
- 上位X%の水準は毎年度段階的に引き下げ

メリット

削減の
インセンティブ
が明確

公平性が高

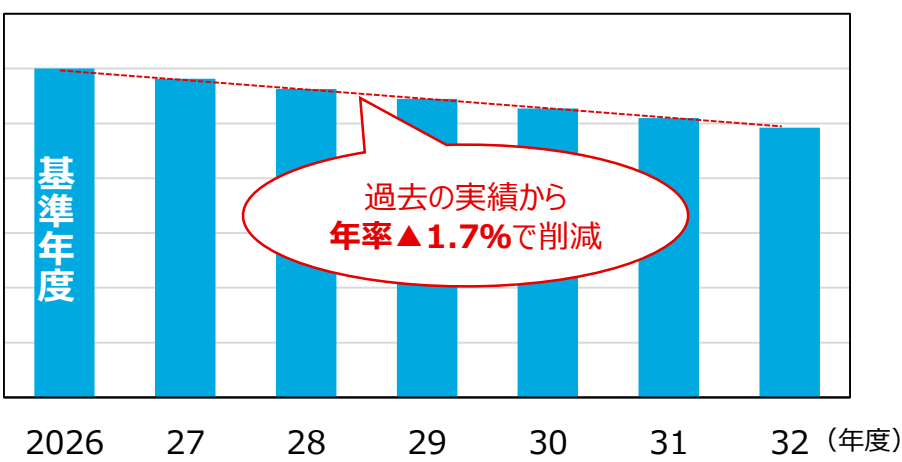
先行投資が
不利に
ならない

デメリット

開始時に
急激な負担
増の可能性

グランドファザリング方式の概要

割当量 = 基準排出量 × (1 - 目指すべき削減率 × 基準年からの経過年数)



排出量ベースで**全体の1割**（見込）

- 過去の排出実績を基準に一定比率で割当量が減少
- 基準排出量（直前3か年度の排出量平均）に一定の削減率を乗じて割当量を算定

メリット

開始時の
急激な
負担を回避

設備が大きな
企業でも
対応しやすい

デメリット

削減が
進みにくい

脱炭素化が
完了した後は
実現し難い

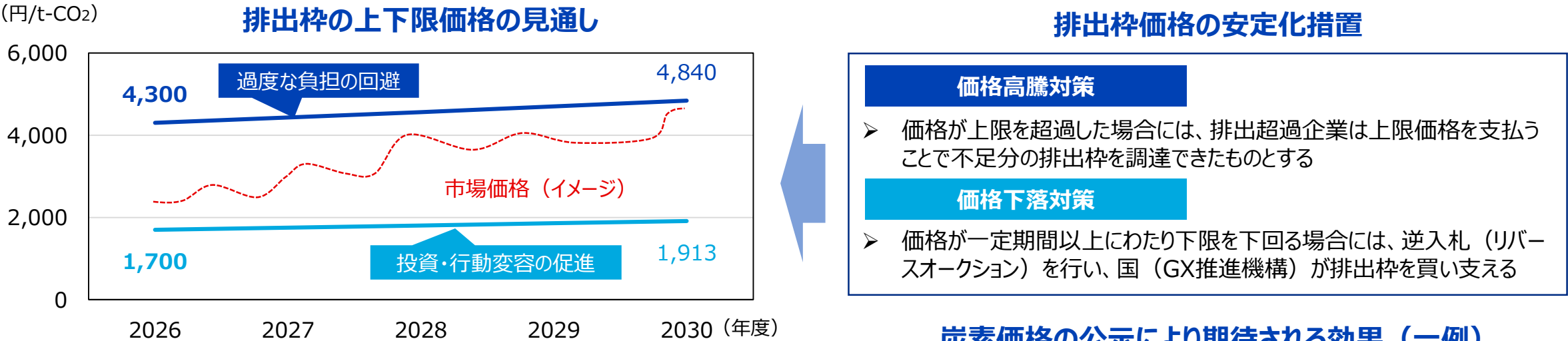
（注）ベンチマーク水準（上位50%⇒32.5%平均の排出原単位）およびグランドファザリング方式の削減率（▲1.7%）は2026年度～2030年度の見通し

（資料）左右図表とも経済産業省「排出量取引制度小委員会」資料、各種資料等より当部作成

6. 排出枠取引市場

- GX推進法において、排出枠取引市場はGX推進機構が設置・運営することとされており、2027年秋頃に開設される予定である。炭素への値付けが行われて価格が公示されることで、制度対象者にとどまらず、社会全体の脱炭素投資が促進されると期待されている。
- また、市場の価格安定化措置として、上限・下限価格が設定（2026年度:上限4,300円／t-CO₂、下限1,700円／t-CO₂）される。取引価格の予見可能性を高めて脱炭素投資を促進するとともに、カーボンリーケージ（※）のリスク等を考慮して、対象企業にとって過度な負担とならない水準としている。

（※）カーボンリーケージ：排出量規制の厳しい国から規制の緩い国へ生産拠点を移転し、安価な輸入品への代替が起こり、世界全体での排出削減効果が損なわれること



種類	価格と根拠
2026年度 上限価格	4,300円／t-CO ₂ 直近10年間の燃料価格から算出した燃料転換コストの中央値
2026年度 下限価格	1,700円／t-CO ₂ 23年10月から24年9月の省エネJ-クレジット価格
2027年度以降 上下限価格	前年度の価格に価格上昇率（3%+物価上昇率）を乗じて決定

- 炭素価格の公示により期待される効果（一例）**
- ①**脱炭素技術の開発**
 - 設備メーカー、スタートアップ等が脱炭素技術を開発し、制度対象事業者を提供
 - ②**中小企業等によるクレジット創出（J-クレジット）**
 - 中小企業・家庭における脱炭素設備の導入や、森林管理等を通じて生じる環境価値をJ-クレジット化

（注）2027年度以降の上下限価格は参考値
（資料）いずれの図表も経済産業省「2026年度より開始する排出量取引制度について」（2026年1月）より当部作成

1. 制度の意義と課題

- GX-ETSの本格始動は、①取引市場の信頼性（信頼性が担保された制度設計）、②排出量削減の実効性（法的拘束力を伴う制度）、③投資の予見性（炭素価格など市場の見える化）の観点から、わが国の「成長志向型カーボンプライシング」の実現に向けた大きな契機になるとみられる。
- ただし、本制度は企業の急激な負担増やリーケージリスク等にも配慮したスロースタートであり、①排出削減のインセンティブは働きにくい、②NDCに沿った排出量削減が見通しにくいといった見方のほか、③市場の流動性の確保にかかる懸念も指摘されている。とは言え、実際の運営と効果検証はこれからである。実効性ある制度として定着させていくためには、制度設計が排出削減や市場機能、企業等に及ぼす影響等について継続的に点検し調整していく必要がある。

GX-ETSの意義

① 取引市場の信頼性が担保
● GX推進機構による市場の設置・運営 ● 第三者機関（登録支援機関）による排出量確認 ● 排出量データや炭素価格の透明性向上
② 排出量削減の実効性を確保
● 排出量削減は、企業の自主的な取組への依存から脱却 ⇒義務化により法的拘束力を伴う取組に ● 対象企業の排出量は日本全体の約6割をカバー
③ 企業の投資予見性が向上
● 炭素価格の公示（市場の見える化）により企業の投資予見性および金融機関等の投融資予見性が向上 ⇒技術開発・GX投資の促進

「成長志向型カーボンプライシング」の実現

（資料）各種資料より当部作成

GX-ETSの主な課題

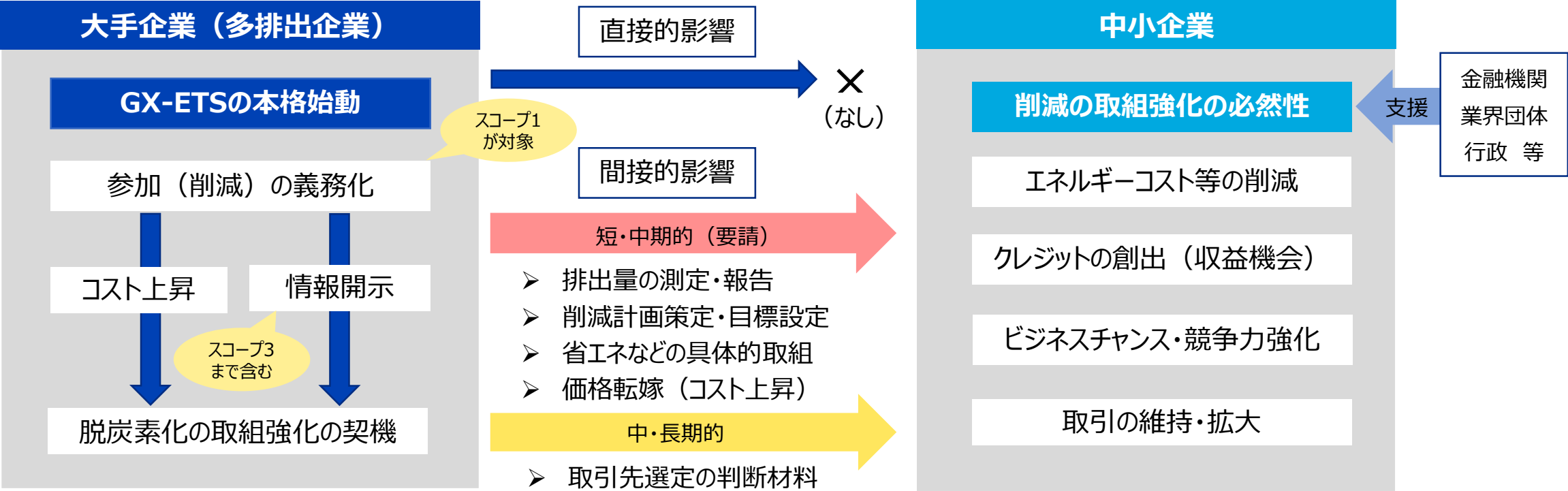
① 排出量削減のインセンティブが働きにくい
● 排出枠の無償供与（割当て段階でコストはかからない） ● 低い取引価格の設定（下限1,700円～上限4,300円）
② NDCに沿った排出量削減が見通しにくい
● 企業の負担増やリーケージリスク等に配慮 ● 妥当性のある排出総量の設定がなされていない
③ 市場の流動性の確保が可能か不透明
● 市場の需給バランスを安定的に維持するための十分な排出枠やクレジットの供給量を確保できるか不透明である

（資料）各種資料より当部作成

2. 中小企業への影響と対応

- 多くの中小企業は物価高や人手不足といった喫緊の経営課題への対応に追われており、脱炭素化への取組の優先順位は高くないのが実状である。そうした中でのGX-ETSの始動であるが、対象は大規模排出事業者（大手企業）のスコープ1であり、大半の中小企業への直接的な影響は小さいものと考えられる。
- しかし、大手企業はステークホルダーに対し、スコープ3を含めた排出削減目標を掲げており、GX-ETSの始動が脱炭素化の新たな契機となって、自社のサプライチェーン上の取引先に対するCO2排出量の把握や削減要請が強まっていく可能性は高い。すなわち、中・長期的に、脱炭素への対応状況が取引先選定や受注の判断材料となる想定に変わりなく、中小企業は脱炭素化に向けた取組を着実に進めておくことが重要である。
- なお、地域においては、金融機関や行政、業界団体等が一体となって脱炭素化機運を醸成し、中小企業の取組を支援していくことが重要となる。

GX-ETS本格始動の中小企業への影響（波及イメージ）



（資料）各種資料より当部作成

おわりに ～変わらない脱炭素の取組の重要性～

- ETSは2025年時点で世界38の国・地域で導入（11の国・地域で導入検討中）されている。先行しているのが欧州であるが、アジアにおいても、韓国や中国、インドネシアで既に導入されているほか、ベトナムで試行運用が開始、タイ、マレーシア、フィリピンにおいても政府レベルで導入が検討されている。
- 米国が2026年1月に「パリ協定」から正式に離脱するなど、世界の脱炭素の取組は停滞・後退感を強めている一方で、足下では、イラン情勢の悪化を受けてエネルギー安全保障の観点から化石燃料からの脱却の必要性が再認識されている。異常気象や自然災害の激甚化・頻発化の中で、地球温暖化対策の重要性に変わりなく、GX-ETSの始動を転機に、近年停滞気味であった脱炭素化機運が再び高まると予想される。

(ひろぎんホールディングス経済産業調査部 松本 智子)

【参考】日本と諸外国におけるETSの概要

		日本	EU	英国	豪州	中国	韓国
導入時期		2026年	2005年	2021年	2016年	2021年	2015年
カバー率		60%	38%	31%	28%	40%	74%
対象	排出量	10万t-CO2 以上の事業者 (直接排出)	約2.5万t-CO2 以上の設備 (直接排出)	約2.5万t-CO2 以上の設備 (直接排出)	10万t-CO2 以上の設備 (直接排出)	2.6万t-CO2 以上の発電所等 (直接排出)	12.5万t-CO2 以上の事業者 (直接・間接)
	業種	業種制限なし	発電、産業、 域内航空、海運	発電、産業、航空	発電、産業、 運輸、廃棄物	発電	発電、産業、運輸、 建築物、廃棄物、 公共・その他
キャップ・削減水準		未定	年率4.3% (24～27年)	143百万t-CO2 (2024年)	12.33億t-CO2 (20～29年)	事業者ごとに設定	547.9百万t-CO2 (2024年)
割当方法		無償割当 (2033年度より 発電部門は有償)	発電は有償割当、 リーケージリスクに 応じて無償割当	発電は有償割当、 リーケージリスクに 応じて無償割当	割当はなし	無償割当	有償割当10% 無償割当90% リーケージリスクが ある業種は無償

(注) 英国はブレグジットの移行期間終了に伴いEU-ETSから離脱する形で導入
(資料) 環境省「諸外国におけるカーボンプライシングの導入状況等」(2024年2月)より当部作成

アンケートのお願い

【アンケートのお願い】

- ひろぎんホールディングス経済産業調査部では、レポートの品質向上を目的として、アンケートを実施しております。（所要時間：1分程度）
- 下記の二次元コードまたはリンクからご回答いただきますようお願い申し上げます。なお、個別のご質問に対する回答は原則として行っておりませんので、あらかじめご了承ください。

アンケートはこちらから
ご回答ください



産業調査

PCの方は[こちらをクリック](#)してください。

※ ナインアウト株式会社が提供する
アンケートサイトへ遷移します。

- ◆ 本資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。
- ◆ 本資料は、信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。また、本資料に記載された内容等は作成時点のものであり、今後予告なく修正、変更されることがあります。資料のご利用に関しては、お客さまご自身の責任において判断なされますよう、お願い申し上げます。
- ◆ 本資料に関連して生じた一切の損害については、責任を負いません。その他、専門的知識に係る問題については、必ず弁護士、税理士、公認会計士等の専門家にご相談のうえ、ご確認ください。
- ◆ 本資料の一部または全部を、当社の事前の了承なく複製または転送等を行うことを禁じます。
- ◆ 本件に関するご照会は、ひろぎんホールディングス経済産業調査部 松本（082-247-4958）までお願いします。

未来を、ひろげる。

